

建設政策課

長野県告示第304号

岡谷市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成25年5月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間
平成25年4月18日から平成26年3月20日まで
- 3 作業地域
岡谷市

建設政策課

長野県告示第305号

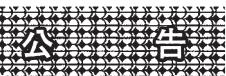
松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成25年5月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳補正）
- 2 作業期間
平成24年8月1日から平成25年3月29日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年5月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・長野
- 3 代表者の氏名
伊澤 喜久子
- 4 主たる事務所の所在地
長野市鶴賀上千歳町1120-17
- 5 定款に記載された目的
この法人の事業は、米国ワシントン特別区の非営利法人である

「スペシャルオリンピックスインク（以下「エスオー国際本部」という）と特定非営利活動法人である「スペシャルオリンピックス日本（以下「エスオー日本」という）の定める使命と目的及び諸規則を規範として、長野県内に在住する知的発達障害のある人たち（以下「アスリート」という）とコーチ、ボランティアほか地域の人々が共に様々なオリンピック競技種目に準じた日常のスポーツトレーニングや競技会、レクリエーションに年間を通じて参加することにより、健康を増進し、勇気を奮い、喜びを感じ、家族や他のアスリート、ボランティア、そして地域の人々と才能・技能・友情を分かち合うことで、共に成長することを目的とする。そしてこの事業を継続的に提供しながら、その普及と拡大を図るものとする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年5月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人岡谷市手をつなぐ育成会
- 3 代表者の氏名
宮坂 昌志
- 4 主たる事務所の所在地
岡谷市郷田二丁目1番52号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害をもつ人々に対して、多様な福祉サービスを、その障害者の意向を尊重して、総合的に提供できるよう創意工夫することにより、障害者が個人の尊厳を保持しつつ、いかなる障害も克服して地域の中で生活していくよう支援し育成することに努めるものとする。

県民協働・NPO課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年5月27日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

安曇野ショッピングセンター

安曇野市三郷温2716-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社安曇野ビルディング

安曇野市三郷温2716-1

3 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
マックスバリュ長野株式会社	石田 伸二	松本市双葉10-22
イオントリーテール株式会社	村井 正平	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

ほか14者

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
マックスバリュ長野株式会社	石田 伸二	松本市双葉10-22
イオンバイク株式会社	岡内祐一郎	千葉県千葉市美浜区中瀬1-4
株式会社オギノ	荻野 寛二	山梨県甲府市徳行1-2-18

ほか14者

4 変更する年月日

イオントリーテール株式会社からイオンバイク株式会社への変更 平成24年9月21日

株式会社オギノの入店 平成25年3月30日

5 届出年月日

平成25年5月10日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年5月27日から平成25年9月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年5月27日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

上田ショッピングタウン

上田市中央5-2203-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

長野計器株式会社

東京都大田区東馬込1-30-4

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

	開店時刻	閉店時刻
株式会社ケーヨー		
株式会社大創産業		
有限会社丸美屋商店	午前10時	午後8時
グリーンゲーブルズ		

(変更後)

	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ長野株式会社	午前7時	午後10時
株式会社大創産業		
有限会社丸美屋商店	午前10時	午後8時
グリーンゲーブルズ		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分から午後7時30分まで	午前6時30分から午後10時30分まで

(3) 荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1		午前6時から午後10時まで
2	午前8時から午後7時まで	午前4時から午後10時まで
3		午前8時から午後8時まで

4 変更する年月日

平成25年7月1日

5 届出年月日

平成25年5月14日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間
平成25年5月27日から平成25年9月27日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

県営小布施地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成25年5月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営小布施地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成25年5月28日から平成25年6月24日まで
- 3 縦覧の場所
上高井郡小布施町役場

農地整備課

公告

長野県神川沿岸土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年5月27日

長野県上小地方事務所長 藤森 靖夫

理 事

新 任	氏 名	住 所
柳沢 和男	上田市常磐城四丁目2番23号	
清水 卓爾	上田市上塩尻108番地	
丸山 正明	上田市上田1425番地	
宮下 武	東御市和574番地	

重 任

氏 名	住 所
箱山 好猷	上田市真田町長4031番地
斎藤 袋裟文	上田市真田町長3790番地1
中村 康治	上田市真田町本原2289番地
久保田 洋	上田市上野1249番地1
山辺 守	上田市国分1766番地1
久保田 良和	上田市芳田334番地1
清水 正綱	上田市殿城3989番地の1
神津 敬次	東御市和7158番地1

退 任

氏 名	住 所
中島 徳	上田市常入1丁目13番8号
小林 武彦	上田市秋和825番地
三井 博司	上田市住吉1582番地1
飯嶋 幸一	東御市和3095番地

監 事**新 任**

氏 名	住 所
飯島 貞夫	東御市和3103番地

重 任

氏 名	住 所
佐藤 邦夫	上田市古里1427番地
池田 恵一	上田市真田町7131番地2

退 任

氏 名	住 所
山崎 正勝	東御市和1779番地3

農地整備課

公告

長野県西部伊那土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年5月27日

長野県上伊那地方事務所長 青木 一男

理 事**新 任**

氏 名	住 所
有賀 和幸	伊那市西箕輪1092番地
笠松 悟	伊那市西箕輪3194番地
小牧 忠市	伊那市西箕輪3900番地218
山中 正宏	伊那市西箕輪5198番地
伊藤 洋昭	伊那市西箕輪6285番地
木嶋 幹勇	伊那市上新田2764番地1
網野 修	伊那市平沢8727番地
唐木 和郎	伊那市西春近210番地
赤羽 吉幸	伊那市西春近792番地
高畑 國男	伊那市西春近5031番地1
酒井 俊一	伊那市西春近8618番地1
酒井 正和	伊那市西春近7523番地

重 任

氏 名	住 所
赤沼 利光	伊那市西箕輪1640番地

有賀源一 伊那市西箕輪5049番地口
 久保村和夫 伊那市下新田3098番地
 池上典孝 伊那市荒井4336番地
 清水満 伊那市ますみヶ丘798番地7
 福澤良一 伊那市西町5395番地
 唐木要 伊那市横山9256番地
 平澤勲 伊那市西春近3117番地
 飯島克巳 伊那市西春近5817番地12
 伊藤権司 伊那市東春近10746番地81
 白鳥孝 伊那市西箕輪4985番地1

退任

氏名 住所
 白鳥茂男 伊那市西箕輪1286番地
 西村照幸 伊那市西箕輪3161番地
 薄田一 伊那市西箕輪6915番地
 小坂光臣 伊那市西箕輪4341番地
 伊藤光雄 伊那市西箕輪6071番地
 牧田良治 伊那市上新田2685番地1
 綱野幸治 伊那市平沢8670番地
 高橋喜幸 伊那市西春近919番地
 三澤正嗣 伊那市西春近1342番地
 北原広瑪 伊那市西春近4708番地
 池上清朝 伊那市西春近8152番地
 小松勝 伊那市西春近8024番地

監事

新任

氏名 住所
 小松勝 伊那市西春近8024番地

重任

氏名 住所
 原義一 伊那市西箕輪6973番地
 馬場多久男 伊那市狐島3636番地

退任

氏名 住所
 野 笹吉男 伊那市西春近8693番地2

農地整備課

公告

長野県西部箕輪土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

理事

新任

氏名 住所
 倉田貢 上伊那郡箕輪町大字中箕輪12333番地1
 星野忠利 上伊那郡箕輪町大字中箕輪8527番地1
 唐澤仁志 上伊那郡箕輪町大字中箕輪2973番地2
 向山儀活 上伊那郡箕輪町大字中箕輪7563番地1
 金子勝 上伊那郡箕輪町大字中箕輪16317番地2
 小平清茂 上伊那郡箕輪町大字中箕輪4056番地2
 大槻長 上伊那郡箕輪町大字中箕輪5941番地
 大槻昭治 上伊那郡箕輪町大字中曾根290番地
 小林求 上伊那郡箕輪町大字中箕輪4832番地
 原秀秋 上伊那郡箕輪町大字中箕輪9561番地

小池純夫 上伊那郡箕輪町大字三日町1488番地
 浦野良一 上伊那郡箕輪町大字中箕輪530番地1
 重任
 氏名 住所
 赤沼英俊 上伊那郡箕輪町大字中箕輪15102番地
 代田三男 上伊那郡箕輪町大字中箕輪14156番地7
 平澤豊満 上伊那郡箕輪町大字中箕輪463番地
 退任
 氏名 住所
 矢澤秀明 上伊那郡箕輪町大字中箕輪12311番地2
 土戸初 上伊那郡箕輪町大字中箕輪10018番地
 横沢光治 上伊那郡箕輪町大字中箕輪3083番地2
 北原繁人 上伊那郡箕輪町大字中箕輪7651番地
 唐澤昭一 上伊那郡箕輪町大字中箕輪16173番地4
 小平清治 上伊那郡箕輪町大字中箕輪3809番地
 唐澤平 上伊那郡箕輪町大字中箕輪5671番地
 小林慶一 上伊那郡箕輪町大字中曾根35番地
 小林萬喜雄 上伊那郡箕輪町大字中箕輪4860番地1
 市川昭治 上伊那郡箕輪町大字中箕輪9607番地
 登内文彦 上伊那郡箕輪町大字福与629番地1
 浦野博賢 上伊那郡箕輪町大字中箕輪1181番地1

監事

新任

氏名 住所
 藤田久一 上伊那郡箕輪町大字中箕輪3238番地3
 唐澤重喜 上伊那郡箕輪町大字中箕輪6567番地3
 小林賢一 上伊那郡箕輪町大字中曾根53番地

退任

氏名 住所
 伊藤徳治 上伊那郡箕輪町大字中箕輪2151番地2
 千葉剛 上伊那郡箕輪町大字中箕輪9724番地5
 向山秋男 上伊那郡箕輪町大字中箕輪14742番地2

農地整備課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成25年5月27日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 岩嶋敏男

名 称	所 在 地	指 定 年月日
若林設備	長野市川中島町原547番地 東棟	平成25年 5月21日

企業局

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成25年5月27日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種 別	実施期日	時 間	場 所
施設警備業務 (1級)	平成25年 9月1日 (日)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許 センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
施設警備業務 (1級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 警備業務対象施設における保安に関すること。 施設警備業務の管理に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	警備業務対象施設における保安に関すること。 施設警備業務の管理に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に実施され、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

(1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者で、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 長野県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 受検員

種 別	定 員
施設警備業務 (1級)	30人

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(1) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(2) 電話1本につき1人の受付とします。

(3) 定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付期間

平成25年6月27日（木）から6月28日（金）まで（受付時間は午前9時から午後5時まで）とします。

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成25年7月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を説明する書面（住民票の写し等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを説明する書面（営業所所属証明書）

ウ 4の(1)に該当する者にあっては、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを説明する書面（警備業務従事証明書）。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、前記書面を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を説明した上で、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを誓約する書面及び履歴書

エ 4の(2)に該当する者にあっては、長野県公安委員会が受検資格について認定した書面（1級検定受検資格認定書）

オ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出）2枚

カ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（1万6,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年5月27日

長野県立総合リハビリテーションセンター所長

木下久敏

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

長野県立総合リハビリテーションセンター無停電電源装置用蓄電池交換修繕工事

3 工事箇所

長野市大字下駒沢618-1

長野県立総合リハビリテーションセンター

4 工期

契約締結の日から120日間

5 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、長野県立総合リハビリテーションセンターのインターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/xsyakai/reha/>）の入札情報に記載のとおりです。

6 その他

(1) 詳細は、入札説明書、建設工事請負契約書（案）、設計図書及び仕様書によります。

入札説明書等は、長野県立総合リハビリテーションセンターのインターネットホームページからダウンロードすることができるほか、次の場所で交付します。

長野市大字下駒沢618-1

長野県立総合リハビリテーションセンター 管理部総務課

電話 026（296）3953

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年6月4日（火）午後5時までに(1)の場所に提出してください。

障害者支援課

正 誤

平成25年4月1日付け長野県規則第41号「長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則」中

ページ 行（箇所） 誤 正

8 左側17 (2) (12)

ページ 行（箇所）

8 左側下から14

誤	(7) その他の試験	件とする。)	1 件	12,000円以上19,000円以下の範囲内で知事が定める額

ものづくり振興課